

国民健康保険税の申告で
保険税軽減の場合も

平成7年4月1日以前に生まれた国民健康保険に加入している人で、住民税の申告や所得税の確定申告をしていない人は、申告すると保険税が軽減される場合があります。

昨年申告した人に26年2月に市民税・県民税申告書を送付しています。まだ申告していない人は、国民健康保険課☎(740)1170へ。

国民健康保険医療費の
お知らせを送付します

国民健康保険加入者に年6回(奇数月)、医療機関を受診した世帯の、加入者全員の医療費の総額が記載された「医療費のお知らせ」を送付します。これは、実際にかかった医療費を知ることにより、健康に関する意識や国民健康保険制度に対する認識を深めてもらうことを目的としています。詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

7月中旬に
国民健康保険税納税通知書を送ります

26年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送ります。国民健康保険税は加入者がいる世帯の世帯主に課せられ、税額は25年中の所得や加入者数によって決まります。世帯の所得合計が一定金額以下の場合には均等割額、平等割額が軽減されます。また、災害で大きな損害を受けたときや倒産や解雇などによって離職したとき、休(廃)業したときなどには、申請により保険税の減免を受けることができます場合があります。税率および計算方法は下記を参照してください。詳しくは国民健康保険税の計算方法、軽減(減免)制度については国民健康保険課☎(740)1170へ、納付については保険収納課☎(740)1177へ。

【国民健康保険税の内訳】

国民健康保険税は「医療給付費分」「後期高齢者

国民健康保険税の税率および計算方法

平成26年度国民健康保険税額 = A + B + C

【A: 医療給付費分】

①所得割額 (25年中の「総所得金額等」※-330,000円) × 6.45%	②均等割額 25,800円	③平等割額 20,200円	①+②+③ 26年度保険税額 (賦課限度額 51万円)
--	------------------	------------------	-----------------------------------

【B: 後期高齢者支援金分】

①所得割額 (25年中の「総所得金額等」※-330,000円) × 2.65%	②均等割額 9,800円	③平等割額 7,600円	①+②+③ 26年度保険税額 (賦課限度額 16万円)
--	-----------------	-----------------	-----------------------------------

【C: 介護納付金分(40歳から64歳の加入者)】

①所得割額 (25年中の「総所得金額等」※-330,000円) × 2.75%	②均等割額 10,400円	③平等割額 5,400円	①+②+③ 26年度保険税額 (賦課限度額 14万円)
--	------------------	-----------------	-----------------------------------

※総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)は含みません。
※所得割額を算出し、マイナスになった場合は0円。

支援金分」「介護納付金分」の3つで構成されています。「医療給付費分」は、国保加入者が病院などの医療機関にかかるときの費用の財源に充てられます。「後期高齢者支援金分」は、後期高齢者医療制度を現役世代が財政的に支援するもので、「介護納付金分」は、介護保険制度を40歳から64歳までの人が介護保険の2号被保険者として支援するものです。「医療給付費」と「後期高齢者支援金分」は年齢に関係なく国民健康保険加入者全員に、「介護納付金分」は40～64歳までの加入者のみに賦課されます。また、加入者の収入、人数などに応じ、「所得割」「均等割」「平等割」の3種類を合計して賦課されます。26年度は税率改定はありませんが、「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の課税限度額が2万円ずつ引き上げとなります。また、社会保障・税一体改革に伴う消費税率引き上げにより負担が増える低所得者に配慮し、5割・2割の軽減該当世帯が拡充されることとなりました。

【普通徴収の支払い方法】

保険税を年9回に分け、口座振替か納付書により金融機関で納めてください(バーコードの表示されている納付書はコンビニエンスストアでも納付が可能です)。25年度から、国保新規加入の人については保険税の納付は原則口座振替となりました。現在納付書で納めている人も安心便利な口座振替での納付にご協力をお願いします。

【特別徴収の支払い方法】

国民健康保険加入者全員が65歳以上の世帯の世帯主(国民健康保険加入者以外の住民登録上の世帯主を除く)の人は、年6回の年金支給月に、国民健康保険税が差し引かれます。ただし、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と国民健康保険税との合算額が年金受給額の1/2を超える人などは普通徴収になります。特別徴収で納付している人が普通徴収(口座振替に限ります)に変更するには申請が必要です。

国民年金保険料免除などの
申請について

保険料を納め忘れた状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。詳しくは医療助成・年金課☎(740)1171へ。

医療費が高額になる場合
事前の手続きで負担を軽減

国民健康保険の加入者で、入院や外来、調剤薬局での支払いが高額になる人は、事前に手続きを行った上、限度額適用認定証の交付を受けてください。限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すれば、支払いを一定の額(自己負担限度額)にとどめることができます。詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

【70歳未満の国民健康保険加入者】

限度額適用認定証を交付します。住民税非課税世帯の人は入院時に食費の負担も減額される限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

【70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者】

住民税課税世帯の人は高齢受給者証の提示で自己負担額が自己負担限度額までになりますので、事前の手続きの必要はありません。住民税非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

【限度額適用認定証の交付手続き】

限度額適用認定証の交付を希望する人は、受診者の保険証と届出人の身分証明書と印鑑を持って、市役所1階の国民健康保険課へ。ただし、国民健康保険税に滞納があると交付できません。納付が困難な場合は早めに相談してください。

有効期限が7月31日(木)までの限度額適用認定証を持つ人のうち、8月1日(金)以降も引き続き必要な場合は、再度手続きが必要となります。4月末までに交付申請をし、現在限度額適用認定証の交付を受けている人には6月中旬に更新用の申請書を送付していますので、必要な人は申請してください。

保険料額決定通知書・被保険者証
高齢受給者証を送付します

【後期高齢者医療保険料額決定通知書】

26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

年間の保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」(定額)と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。詳しくは医療助成・年金課医療担当☎(740)1108へ。

【後期高齢者医療被保険者証】

75歳以上と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人に交付している後期高齢者医療被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。

7月末までに新しい被保険者証を送りますが、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、26年度の住民税課税所得と収入額を基に計算され、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更することがあります。詳しくは医療助成・年金課医療担当☎(740)1108へ。

【70歳以上の人の国民健康保険高齢受給者証】

国民健康保険に加入する70歳以上の人の国民健康保険高齢受給者証を、毎年8月1日に更新します。

7月末までに郵送しますので、8月1日(金)からは新しい受給者証を使用してください。古い受給者証は破棄してください。詳しくは国民健康保険課☎(740)1170へ。

国民健康保険の資格喪失後の
医療機関などでの受診について

就職や転出などによって、社会保険などの新しい健康保険に加入し、国民健康保険をやめる手続きを行うまでに医療機関などを受診する時は、国民健康保険の被保険者証を使用しないでください。

国民健康保険の資格喪失日は、新しい健康保険の資格取得日までさかのぼりますので、新しい被保険者証が届くまでに医療機関などを受診する場合は、加入手続き中である旨を医療機関などへ申し出てください。この時に国民健康保険の被保険者証を使用して受診した場合、後日、国民健康保険の給付費相当額の返還を求められます。詳しくは国民健康保険課☎(740)2006へ。

